

シニアリーグ 運営要綱

第1条 この運営要綱は平成27年度（公財）茨城県サッカー協会シニア委員会のリーグ運営について定めたものである。

第2条 リーグを運営するためにリーグ運営委員会を設け、次の担当者を設ける。

1. リーグ運営責任者（荒川）
2. チーム運営委員（各チームより1名選出する。）

第3条 業務分担

リーグ運営委員会は、リーグ戦実施に係る取りまとめ、試合結果のとりまとめ、記録の作成・報告及びリーグ運営要綱の改正等の業務を円滑且つ適切に処理するために、各担当者の役割・責任等を定めリーグ運営を実施する。

第4条 会議

1. リーグ運営委員会の開催は、リーグ運営責任者が招集する。
2. リーグ運営委員会の運営、決定事項に対し意義がある場合は、役員会に審議を要請することができる。この場合、役員会の決定事項に従わなければならない。

第5条 リーグの構成

1. リーグは（公財）茨城県サッカー協会に加盟登録したシニア登録チームにより構成する。
2. リーグの構成及び参加資格は、次のとおりとする。なお、第1種に登録している選手で、下記参加資格を満たす場合は、リーグに出場出来るものとする。

リーグ及び参加資格

| リーグ編成 | 参加資格 |
|----------|--|
| 0-40 リーグ | 1975年（昭和50年）4月以前生まれで、2015年4月1日で満40歳になっている者で、平成27年度（財）日本サッカー協会への登録が完了しているものに限る。 |
| 0-50 リーグ | 1965年（昭和40年）4月以前生まれで、2015年4月1日で満50歳になっている者で、平成27年度（財）日本サッカー協会への登録が完了しているものに限る。 |

第6条 新規加盟

リーグ戦の参加はリーグ戦開始からとし、途中からの参加は原則として認めない。

第7条 組み合わせ及び日程

1. 組み合わせは、リーグ戦の始まる前月を目途に決定する。
2. リーグ日程は、原則4月から10月中旬迄に全日程を終了させる。

第8条 リーグ戦方式

リーグ戦の方式については、次のとおりとする。

- ・ 前期・後期総当たり2回戦を行う。
- ・ 試合時間：0-40リーグは50分（25分ハーフ）、0-50リーグは40分（20分ハーフ）とする。
- ・ ハーフタイムのインターバルは5分とする。（前半終了から後半開始まで）

- ・ 自由な交替を適用する。（一度退いた競技者も再び出場ができ、何回でも交代可能とする。）但し、予めシニア委員会に提出し認められた、2015 第 6 回茨城県シニアリーグメンバー表兼登録用紙に記載されている選手とする。

第 9 条 試合結果は勝ち点制とし、次のとおりとする。

- ・ 勝利チーム：3 点
- ・ 引き分け：1 点
- ・ 敗戦チーム：0 点

なお、チームが棄権した場合は、0-5 で敗戦処理するものとする。

第 10 条 試合球

1. 試合球は（公財）茨城県サッカー協会 シニア委員会 で準備する。
2. 0-40 の試合球は（公財）日本サッカー協会競技規則に準拠した、5 号球とする。
3. 0-50 の試合球は（公財）日本サッカー協会競技規則に準拠した、軽量級 5 号球（重量約 400g）とする。

第 11 条 眼鏡

プラスチックあるいは類似の素材でできた最近のスポーツメガネ以外は使用できない。

第 12 条 メンバー提出用紙及び選手証の提出

1. 試合開始 30 分前に 2015 第 6 回茨城県シニアリーグメンバー表兼登録用紙 3 部及び選手証をリーグ運営本部員に提出する。
2. 選手証を持参していない選手の試合出場はできない。

第 13 条 懲罰

1. 退場を命じられた選手は、次の 1 試合を出場停止とする。それ以降の処置については、シニア委員会規律・フェアプレー委員会で決定する。
2. 未登録選手及び他チームの登録選手を試合起用した場合は、シニア委員会規律・フェアプレー委員会で処分を決定する。
2. 累積警告が 2 回となった選手は、次の 1 試合に出場できない。

第 14 条 順位の決定

リーグ戦の結果により、勝ち点の多い順番に順位をつける。ただし、勝ち点と同じ場合は次の順序に従い決定する。

- 1) 当該チーム対戦成績で勝利したチームが上位
- 2) ゴールディファレンス（総得点-総失点）が多いチーム
- 3) 全試合の総得点
- 4) 前項によりなお同一であり、かつ順位の決定をする場合（第 1 位のチームまたは第 2 位のチーム）は、リーグ運営委員会が決定戦を実施する。決定戦は、1 回行い、時間内に決定しないときは 10 分の延長を 1 回行う。なお、決しないときは PK 戦で決定する。また、それ以外の順位を決定する必要が生じた場合は、シニア委員会で抽選により決定する。

第 15 条 義務

リーグ戦の結果により、次の義務を負う。

各リーグ戦の優勝チームは全国シニア関東予選会に出場する義務を負う。また、リーグ戦準優勝チームは、関東シニア選手権大会へ出場する義務を負うものとする。

第 16 条 表 彰

1. リーグ戦の成績に基づき（公財）茨城県サッカー協会シニア委員会より次の表彰を行う。

| | |
|----------|-------|
| ・ 1 位チーム | 賞状及び盾 |
| ・ 2 位チーム | 賞状 |
| ・ 3 位チーム | 賞状 |
2. 優秀選手
リーグ戦の 1 位チームの中で最も活躍した選手 1 名には、（財）茨城県サッカー協会シニア委員会より賞状、盾を授与する。
3. 得点王
各リーグ戦において最も得点した選手に、賞状、メダルを授与する。

第 17 条 罰 則

1. 以下の事項に該当する行為が発生した場合は、リーグ運営委員会は、処分を決定する。
 - 1) 試合の棄権
 - 2) チーム審判員の不履行及び遅刻

第 18 条 チーム運営委員

1. チーム運営委員は試合中、次の事項を行なう。
 - ・ 試合結果及び警告を受けた選手名、退場選手名及びそれぞれの理由、得点者を別途定める「試合記録用紙」に記録する。
 - ・ ゴミ等の処分が適切に終了していることを確認する。

第 19 条 補 則

1. 審判員の養成
チーム内には最低 3 名以上の有資格審判員を有すること。また、リーグ戦における審判のトラブルを出来る限り少なくするため、チームにおける有資格審判員の育成を積極的に行うこと。
2. GK の不測の交替時の対応（ユニフォームの取り扱いについて）
GK が反則退場又は負傷退場した場合で、登録された選手に GK がいない場合、登録の選手に限り GK としてプレーすることが出来る。この場合、それまでの GK のユニフォームを使用することが出来る。
3. トラブル及び運営面での疑問点
リーグ戦でのトラブル及び運営面での疑問点等が生じたときは、リーグ運営責任者へ問い合わせをすること。
4. 試合の棄権について
棄権試合を繰り返し行なったチームは、次年度のリーグ戦の参加を自粛させることがある。

（付 則）

1. この要綱は、平成 27 年 4 月 19 日より施行する。